

## ヴァイズテューマー研究の課題

服部 良久

## はじめに

ドイツ中、近世の農村法史料、いわゆるヴァイズテューマーは周知のとおり、一九世紀前半にはじまるJ・グリムの蒐集、刊行以来、農村史研究の根本史料と見做されてきたといえよう。日本においても増田四郎氏は夙に村落研究におけるヴァイズテューマーの史料の意義を指摘し、さらに伊藤榮氏は、ヴァイズテューマーを用いた村落共同体研究によってその意義を実証した<sup>②</sup>。また同じく早い時期に、オーストリア・ヴァイズテューマーを手掛りとして領主権力の構造を分析した山田欣吾氏の業績も看過されてはなるまい<sup>③</sup>。こうしてみると、ゲノッセンシャフトリヒか、ヘルンヤフトリヒか、といった研究者の史観にまで関わる如きヴァイズテューマーの歴史的性格をめぐるかつての論争は、既に清算され

たかにみえる。しかし近年刊行されたP・ブリックレ編の、ヴァイズテューマー研究に関する論文集は、ヴァイズテューマーと総称される農村法史料が実に多彩な内容をもつものであること、その利用価値は狭い意味での農村史や村落共同体研究の領域に限定されず、領邦國家史研究においてさえ認められるものであること、等々を明らかにしている。顧みるに日本においても、かつての村落共同体研究に対して近年では、ヴァイズテューマーの独自の解釈によって中・近世のドイツ社会を家父長制的奴隸制社会と規定する椋川一朗氏の研究や、ザンクト・ブラジエン修道院領のヴァイズテューマーを専らグルントヘルの利害に基づく領主文書とする斎藤泰氏の近業が注目される。しかし何れにせよ従来の研究は、各研究者が特定の視点より、各々のテーマに関わる範囲でのみヴァイズテューマーを利用するという域を越えるものではなく、

広く歴史的背景の中にヴァイズテューマーを、ひとつのプロセスとして動的に位置づける努力は殆どなされてこなかったといえる。

このように、ヴァイズテューマーの歴史の意義に関する評価は決して固定したわけではなく、実はその前提となる概念規定についてさえ意見の一致をみていないのである。かかる現状に、ヴァイズテューマーの歴史的研究のむずかしさが示されているといえる。筆者はヴァイズテューマー研究自体を究極の課題とするものではない。ヴァイズテューマーが一地域の社会、経済、権力の全体の所産であるとすれば、H・フェールが指摘したように、ヴァイズテューマー研究それ自体は、自己目的な自立したテーマたり得ないであろう。本稿は、ヴァイズテューマーに関する個別地域の研究や、上述の如き新しい歴史の評価が生まれつつある現在、ヴァイズテューマーの意味を常にその歴史的コンテクストにおいて捉える視点を前提として、今一度研究史を辿り、ヴァイズテューマー研究の現状と今後の課題を把握せんとするものである。それはヴァイズテューマーを用いて、一地域の社会経済的、権力的構造の考察をなさんとする筆者の準備作業でもある。

- ① 増田四郎『西洋封建社会成立期の研究』一九五九年、三八五—三九〇頁。

② 伊藤栄『ドイツ村落共同体の研究』一九七一年。

③ 山田欣吾「中世末期オーストリアにおける領主制の諸問題」『社会経済史大系Ⅲ』一九六〇年。

④ P. Blicke (Hrsg.), *Deutsche ländliche Rechtsquellen*, 1977.

⑤ 椋川一朗「西欧封建社会の比較史的研究」一九七二年、同「中・近世における南ドイツ都市の自治権と社会構造」『人文学報』九七、一九七四年、同「西南ドイツの中世都市」『人文学報』一四一、一九八〇年。

⑥ 斎藤泰「領主支配とワイズテューマー」『社会経済史学』三九卷五号、一九七四年、同「聖ブラーシェン修道院領の領主裁判権について」『西洋史研究』新輯六、一九七七年。

⑦ H. Fehr, *Über die Weistunsforschung: Vierteljahrschrift für Social-und Wirtschaftsgeschichte* 13, 1916, auch: Blicke (Hrsg.), a. a. O., S. 14.

#### 一 J・グリムからヴィーン学派へ

ヴァイズテューマーの刊行によって研究史の扉を開いたJ・グリムにとって、ヴァイズテューマーとは「我々の固有の法の自由で高貴なる性格の見事な証明」であり、古ゲルマン、部族法時代以来「民衆の下で慣習法として生まれ」た「新鮮で自由な法のおとどめを知らぬ奔流」であった<sup>①</sup>。いわば民衆の文化創造力を確信したグリムのこうしたヴァイズテューマー観は、一九世紀の自由主義的史学と合流し、G・L・マウラーやO・ギールケに

継承されてゆく。<sup>②</sup> また自身、ティロル・ヴァイズテューマー第一巻の編集を勤めたK・Th・v・イナマッシュテルネットワークを含めて、グリムの死後その刊行作業を継承したR・シュレーダーや、生涯の四〇年間を下オーストリア・ヴァイズテューマー四巻の編集に捧げたG・ウィンターなど、一九世紀の主なヴァイズテューマーの編纂者が何れもグリムの認識をその根底に有したことに留意しなければならない。<sup>③</sup> 何故なら、ヴァイズテューマー概念の規定が甚だ曖昧である以上、如何なる史料をヴァイズテューマーとして選択、編纂するかは、ひとえに編纂者のヴァイズテューマー観にかかっていたからである。

このようなグリム以来の民衆的、農民的ヴァイズテューマー観に対して根本的な批判を加えたのは、いうまでもなくA・ドプシユを祖とするヴィーン学派である。ドプシユ自身はヴァイズテューマーの歴史的資格について言及することは殆どなかったのだが、E・パツェルト、H・ヴィースナーのいわゆるグルントヘルンシャフト説は明らかに、古典学説に対して徹底的な批判を加えたドプシユ史観の延長線上に位置するものである。ヴィーン学派の所説の紹介と検討は日本においてもなし尽されたかの感がある。しかしグルントヘルンシャフト説をめぐる論争の中には、ヴァイズテューマー研究にとって原理的な問題点が含まれていたように思わ

れる。そこで本章と次章では、主としてオーストリア・ヴァイズテューマーと村落裁判権をめぐるパツェルト、ヴィースナー、ドプシユ、P・オスヴァルトから戦後のH・バルトルに至る論争を再検討することによって、その中から最近の、いわば国家的ヴァイズテューマー論に連なつてゆく積極的な意義を示してみたい。

論争に立入る前にまず概念論に触れておかねばならない。グリム編のヴァイズテューマーやオーストリア・ヴァイズテューマーには、厳密にはヴァイズテューマーとは言えぬ法史料(Stadt-, Marktrecht, Dorfordnung, Kundschaft, Schiedspruch, Verlagsbrief, Grenzbeschreibung など)が多く含まれていることは屢々指摘されてきた。このようなヴァイズテューマー概念の無規定的使用に対してG・v・ペロウは、裁判集会における裁判官の問いと農民より成る参審員の答えに判告 Weisung という形式を踏む、いわゆる Formweistümer を、他の法史料から峻別すべきことを説いた。<sup>④</sup> これに対し、基本的にはグリムのヴァイズテューマー観に立つH・フェールはかかる形式にこだわらず、法圏の地域的限定、農民の生活領域に関わる慣習法、ゲノッセンシャフトからの、或いはゲノッセンシャフトとヘルンシャフトの協働による成立、ドイツ法的性格、などの緩やかな定義によって、農民

の法意識や法生活の実態を示す史料を広く把握し得ると考えた。<sup>⑤</sup>

後にP・ゲーリングも指摘したように、問いと判告という形式に固執するなら、かかる形式をとらないにもかかわらず、農村法生活や農民とヘルシャフトの関係に関する豊かな史料を含むスイス、シュヴァーベン、シュレスヴィヒ・ホルシュタインなどの地方の農村法史料を、ヴァイズテューマーの範疇及びその編纂から排除してしまふことになるのである。<sup>⑥</sup>さらにゲーリングは、フェール除いた荘園令や村落令、オープリヒカイトの訓令 *Instruktion*、裁定 *Schiedspruch* などにおいても農民の慣習法的要素やヘルシャフトとゲノッセンシャフトの相互規定性が含まれているとする。このようなヴァイズテューマー概念の拡大傾向が、結果としてグリムやヴィンターの広範囲な農村法史料の、ヴァイズテューマーとしての選択と編纂をポジティブな意味で追認したことをもって、戦前の概念規定に関する研究のひとつの到達点とすることができよう。またゲーリングによって認識された、古き良き法Ⅱ慣習法としての中世的法体系という観点から把握され得る、狭い意味でのヴァイズテューマーとその他の法史料の共通性は、戦後、判告という手続を広く中世法一般の妥当根拠と見做すK・コルニヒ、口承の慣習法や *Formweistümer* からヘルシャフトリヒな

立法に至る中、近世の法の存在形態を、全体としてひとつの動的なプロセスとして考察することを提唱したH・ファイグルやK・H・プーلمマイスターによって、より積極的に意義づけられてゆくことになったのである。<sup>⑦</sup>こうした傾向はヴァイズテューマー概念の無批判な拡大による曖昧化を意味するのではない。むしろヴァイズテューマーを中、近世の法史料一般との関連の中に位置づけることによって狭い意味での農村史研究から解放し、広く全体的観点から評価することを可能とするものであろう。

さてパッツェルトの場合、ヴァイズテューマー概念の拡大は、グルントヘルシャフト説と不可分の形で現われる。上記のように、現存のヴァイズテューマーのテキストには都市法、諸法令、特許状など様々な法文書の内容が混入しており、また逆にこうした法文書の中にテキストが伝えられていることが多々あるとすれば、Th・ブューラー<sup>⑧</sup>ライマンが強調するように、テキストをその伝来の歴史 *Überlieferungsgeschichte* から切離して考察することは無意味である。パッツェルトは一九二四年の著書において、一三、四世紀のオーストリア・ヴァイズテューマーの最古のテキストが、何れもグルントヘル土地台帳 *Urbar* 及びこれに類する *Copialbuch*、*Saalbuch*、*Amtsbuch*、*Zehentbuch*、又は特許状 *Privilegien*、*Freiheitsbrief* など領主文書的な存在形態を有した

ことに着目した。⑨このような土地台帳の類はグルントヘルが、直営地解体後の所領の再編と維持のために作成したものであるが、一三世紀のクロスターノイブルク修道院領やクルル司教領の例に見られる如く、その際屢々、農民自身による権利と義務の判告が用いられた。これよりパツツェルトは、ヴァイズテューマーとはその出発点より明らかに領主利害に基づく荘園法的性格の文書であったと断定するのである。

師ドプシュに從つて直営地の解体を中世荘園經濟の画期とすることには否定的なヴィースナーも、ヴァイズテューマーの成立と内容がグルントヘルの所領經營維持志向によつて規定されていると考える点では、パツツェルトと同様である。⑩またヴァイズテューマーがかかせる性格のものであるとすれば、これを *Formweiser* に限定する必要はもとよりなくなるであろう。事實ヴィースナーは、前述のゲーリングとは逆の意味でフェールの定義を狭すぎるとし、ヘルシャフトの村落令、荘園令をもヴァイズテューマーに含めるべしとしたのである。

以上のようなグルントヘルシャフト説の第一のメリットは、ヴァイズテューマーを古き慣習法の文書化とする靜態的な法制史的  
研究と訣別し、これを經濟史の中に位置づけんとしたことにある。  
一、二、三世紀以降のグルントヘルシャフトの変質とヴァイズテュー

マーの成立を関連させる視点は今日まで継承されているといつてよい。さらにパツツェルトが強調した土地台帳などの荘園文書とヴァイズテューマーの親和性もまた、最近の研究において再び注目されつつあるところである。⑪これらは疑うべくもなくヴィーン学派の成果であるといえよう。但しヴァイズテューマーの荘園文書の形式をもつて、その内容をも一面的にグルントヘルの利害に規定されたものと見做すことが不当であるのは言うまでもない。バルトルが述べるように、現実には、口承された慣習法の文書化は、領主役人の手によつてのみ可能であった。⑫またパツツェルト自身述べるように、一五、六世紀のヴァイズテューマーにはむしろ、社會經濟的諸条件の変質によつて生じたグルントヘル・農民間の軋轢を、両者の新たな關係の確定によつて抑制せんとする双方の意向によつて文書化されたものが多い。⑬とすればその内容が一方の利害にのみ密着していたことはあり得ないだろう。さらにヴァイズテューマーと土地台帳の結びつきもまた、ヴァイズテューマーの荘園法的性格を示すものというより、むしろ領主的権利の確認に際して農民の判告に頼らざるを得ないという領主・農民關係の現実を語るものと考えるべきであろう。

以上の如きは、パツツェルト、ヴィースナーのグルントヘルン  
シャフト説の一面性に対して従来よりなされてきた批判であるが、

ここでは、パッツェルトも決してヴァイズテューマーを、グルントヘル・農民関係において完結する私的な法文書としてのみ考えていたのではないことに注目したい。即ち、一六〇一八世紀のオーストリアの国家的発展過程における国家権力、グルントヘルンヤフト、農民の関係をふまえて、この間のヴァイズテューマーの変質を考察することが、パッツェルトの今ひとつの課題だったのである。

一六世紀後半以降ハプスブルガーは、オーストリア国家の発展に伴う財政基盤確立の必要性より一連の土地制度改革 *Urbalt-reform* を行なった。その意図は、グルントヘルの農民に対する様々な賦課を規制し、農民の国家自体に対する担税能力を向上させることにあった。例えば一五七三年の法令では、グルントヘルの地代徴収権、農民追放権の制限、賦役金納化の促進、グルントヘルの不法行為に対する農民の国家当局への提訴権等々が定められた。同様の改革は一七世紀を通して続けられ、やがてマリア・テレジアの農業改革、ヨーゼフ二世の農民解放へと連なっていく。勿論、中世末期以降オースト・エルベ型に近い農業構造を有したといわれるオーストリア中枢部において、かかる改革が「農民解放」にとつてきわめて限定的な意義しか持ち得なかったことは言うまでもない<sup>④</sup>。しかしここで問題とすべきはパッツェルトが、国

家当局のこうした改革法令によるグルントヘル・農民関係の規制は、その都度ヴァイズテューマーに反映されたこと、それによってヴァイズテューマーは国制の一要素として位置づけられたこと、その結果として当然その内容も変化していったことを指摘し得た点である。少しく詳述すれば、これらの改革法令によってグルントヘルの農民に対する支配権は後退し、その結果ヴァイズテューマーにおいては、かつてのグルントヘルの権利と法にかわって、国家との結合を強めた農民の権利が前面に現われてくるという。従って従来の説とは逆にパッツェルトの場合、荘園法的領主文書として成立したヴァイズテューマーが、一六世紀後半以降、国家権力の下で農民の自治的文書へと変質してゆくことと理解されることになるのである。後の国家史、領邦史的ヴァイズテューマー研究の先駆的意味をもつパッツェルトのこうした視点は、グルントヘルンヤフト学派とのレットテルの下に意外に見過されてきたのではないだろうか。

しかしここではパッツェルトのこのような視点の重要性と同時に、その限界をも指摘しておかねばならない。即ち、確かにパッツェルトはヴァイズテューマーを国制史的権力構造の中に位置づけたものではあるが、その権力論の構成要素は基本的には国家、グルントヘルンヤフト、農民のみというプリミティブなレヴ

エルに留まっていた。しかしテクストの点数にしてオーストリア  
 全体の六割強を占める。下オーストリアのヴァイズテューマーを  
 考察する場合、村落領主権 *Dorfobrigkeit*, *Dorfherrschaft* こそ  
 の核をなす村落裁判権 *Dorfgerichtsbarkeit* の構造を踏まえるこ  
 とは不可欠である。何故なら当地方においては「これがヴァイ  
 ズテューマーの母胎たる裁判集会＝バンタイディングの枠組をな  
 したからである。実はハッツェルトがオーストリアの改革法令の  
 ひとつとして引証した一六七九年の家産的権力に関するラント法  
 令 *Tractatus de Juribus Incorporabilibus* における *Dorfobrig-*  
*keit* は *ザルントヘン Grundobrigkeit* に対して「上級権能を有  
 すものと明確に規定されていた。従ってハッツェルトがこの法令  
 から、ザルントヘルに対する農民の権利強化のみを読み取ったと  
 すれば、それは明らかに村落領主権、村落裁判権に対する認識不  
 足であるといわねばならぬ。一連の土地改革法令による「農民  
 解放」は、裏返しにすればヴァイズテューマーと裁判集会の圍制  
 への組み込みであるのだが、それは農民の國家權力下へのストレ  
 ートな編入ではなく、國家がザルントヘルの農民支配の規制によ  
 り自らの取得分を増大をせしむ、なお *Dorfobrigkeit* に國家的  
 諸機能を分有せしめる段階に留まっていた。従ってオーストリア  
 ・ヴァイズテューマーの國家史的考察のためには、少なくとも國

家權力、村落領主(裁判)権、ザルントヘンラント、農民を合  
 めた権力構造によるの推移を把握することは可能をなすのである。<sup>⑨</sup>

① J. Grimm, *Deutsche Rechtsaltertümer*, 4. Vermehrte Ausgabe, 1899, S. X; ders. (Hrsg.), *Weistümer*, Vierter Teil, 1863, S. V-VIII.

② G. L. v. Maurer, *Einleitung zur Geschichte der Mark-, Hof-, Dorf- und Stadterfassung und der öffentlichen Gewalt*, 1854; O. v. Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht* I, 1888, II, 1873.

③ G. Winter (Hrsg.), *Niederösterreichische Weistümer*, 4 Teile, 1886-1913; E. Patzelt, *Entstehung und Charakter der Weistümer in Österreich*, 1924, S. 18-19.

④ Fehr, a. a. O., S. 11.  
 ⑤ Ebenda, S. 12.

⑥ P. Gehring, *Um die Weistümer*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* GA. 60, 1940, S. 266-269; ders., *Weistümer und schwäbische Dorfordnungen*, *Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte* 4, 1940, auch: *Blicke* (Hrsg.), a. a. O., S. 45-46.

⑦ K. Kollnig, *Probleme der Weistümmforschung*, *Heidelberger Jahrbücher* I, 1957, auch: G. Franz (Hrsg.), *Deutsches Bauerntum im Mittelalter*, 1976; H. Feigl, *Von der mündlichen Rechtsweisung zur Anzeichnung*; P. Classen (Hrsg.), *Recht und Schrift im Mittelalter, Vorträge und Forschungen* XXIII, 1977; ders., *Rechtswentwicklung und Gerichtswesen Oberösterreichs im Spiegel der Weistümer*, 1974; K. H. Burmeister, *Genossenschaftliche Rechtsfindung und herrschaftliche Rechtssetzung, Historische*

- Zeitschrift Beihft* 4, 1975.
- ⑧ Th. Bühler-Reimann, Warnung vor dem herkömmlichen Weistumsbegriff: Blicke (hrsg.), a. a. O., S. 94-96.
- ⑨ Patzelt, a. a. O., S. 22 ff.
- ⑩ H. Wiesner, *Sachinhalt und wirtschaftliche Bedeutung der Weistümer*, 1984.
- ⑪ Vgl. H. Ott, Das Urbar als Quelle für die Weistumsforschung: Blicke (hrsg.), a. a. O.
- ⑫ H. Baltl, Die österreichische Weistümer, *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 59, 1951, S. 394-395.
- ⑬ Patzelt, a. a. O., S. 58 ff.
- ⑭ 進藤牧郎『ドイツ近代成立史』一九六八年、四七一-六三頁、二六五-三〇一頁。
- ⑮ Dorfobrigkeit は道路、境界、畦、橋梁等の公共的設備の保全、その他村域内のあらゆる公共的任務を遂行する権能を有し、またインタイディングを基盤としたその裁判権は、家宅内(Dachtropfen内)を除く村内での全くの下級裁判事項に及んだ。Patzelt, a. a. O., S. 106-107.
- ⑯ ヴィースナーは、一四、五世紀以降のヴァイズテューマーにとっての裁判領主権の重要性を一応認識していた。しかしこうした裁判支配権を村落領主権として、またグルントヘルシャフトと関連させて考察するには至らなかった故に、その歴史の意味を認識することはできない。Wiesner, a. a. O., S. 157-158.

## 二 村落裁判権をめぐる

パツェルト、ヴィースナーの裁判制度に対する認識不足は、ある意味でウィーン学派の祖ドブシュの、村落裁判権に関する独自の説に由来するものといえるかもしれない。村落裁判権をめぐる、ドブシュ説とこれに対するバルトルの批判は既に山田欣吾氏によって紹介されているが、本章では主としてP・オスヴァルトとドブシュの論争を再検討することによって、そこに示された問題の本質の意味を今一度考えてみたい。

一九〇七年に公刊された学位論文においてオスヴァルトは、前述のラント法令 Tractatus de Juribus Incorporabilibus に現われた Dorfobrigkeit と Grundobrigkeit の対比から出発し、オーストリア・ヴァイズテューマーの大半が前者、即ち村落裁判権に関わるものであったことを確認したうえでその起源を考察した。彼が得た結論は大略次のようなものである。村落裁判の基盤となるゲマインデは、中世前期に遡行するであろうその成立期より地域警察 Ortpolizei 的な一定の自治を営んでいたのだが、一人の領主が Dorfherr として村落全体の支配権を掌握するに至り、一三、三世紀以降ゲマインデの自治的諸権能は、かかる村落領主の下に吸収されていった。しかもその際ランデスヘルによる村域全



体に対する裁判権の付与が、村落支配権、村落裁判権に村内のグルントヘルンシャフトに優越する公法的 *öffentlich-rechtlich* な権能を与えることになったのである。このようにオスヴァルトは、古いゲマインデ自治とランデスヘルに由来する公的裁判権の結合の中に一二、三世紀の村落裁判権の形成を見た。これよりすればヴァイズテューマーもまたかかる両要素の結合として把握され得るものと思われるが、オスヴァルトはヴァイズテューマー自体には、立入った考察を加えてはいない。

オスヴァルトの論文が公にされた翌年、ドプシュは早速これに徹底的な批判を加えた。その概要は以下のものである。オスヴァルトが説く村落裁判権の公的起源を明示する史料（ランデスヘル・イムニテート特許状等）は現実には確認され得ず、村落裁判権はむしろグルントヘルの自主地 *Freies Eigen, proprietas* に本来的に付属する権限 (*advocacia, iudicium*) の一部であったと考えるべきである。また下オーストリアの村落共同体は決して始源的集落形態ではなく、一二、三世紀に形成されたものである。さらに、村落領主は当初より村落全体を支配する唯一の権力だったのではなく、村落裁判権は既存のグルントヘルンシャフトの上に新たにこれらに重ねて形成されたものである。従って村落裁判権は、古いゲマインデ自治やランデスヘルの公的権能に由来するのでは

なく、土地支配権とこれに付随する裁判権から成長したものと考  
えねばならない。

両者の論争をここで実証的に検討する準備はない。そこで両者の論理をつぎあわせることにより、そこに含まれるヴァイズテューマー研究上の基本的問題を指摘してみよう。

オスヴァルトは、単なるグルントヘルンシャフトとは区別される「公的」、一元的村落裁判権の性格と機能を正しく認識し得た。

その反面、史料的に検証され得ぬ古いゲマインデとその自治を前提としたのは軽率だといわねばならない。これまでの下オーストリアに関する定住史研究は、八、九世紀以降、主としてバイエルン出身の下級貴族の主導下に進められた開墾、植民によって、まづフロンホーフの周辺に僅かな数の農民家屋を配した如き小集落が簇生したこと、下オーストリアの典型的な集落タイプ *Angerdorf* は、直営地の解体が進む一二世紀以降、普及したものであることを明らかにしている。<sup>④</sup> これらを踏まえるなら、オスヴァルトの如く「公的」権能を上級権力と直結するのではなく、むしろ、一二、三世紀の農業史的、集落史的條件を把握することによって、一地域の「公的」秩序をさえ担いうる新たなヘルンシャフトの形成を考察することが課題とされねばならないだろう。他方、ドプシュの意図は、村落裁判権は上級公権力に由来するとの説に対し、

自生的、在地的権力としてのグルントヘルンシャフトを村落裁判権成立の最も重要なファクターとすることにあつた。

既述のように下オーストリアにおいては、八、九世紀以来の開墾、植民の結果、ブルク乃至はブルクの領主館と結合した直営地を核とするグルントヘルンシャフトが社会構造の規定的要因をなすに至つたと考えられる。また、いわゆるバン領主権の一形態としての村落裁判権の歴史的考察においては、その法源（権源）や村落領主の出自以上に、一二・三世紀にかかるとする一円支配を成立させ、再生産してゆくところの構造的契機を把握することが重要である。とすれば、まずグルントヘルン・農民関係に視座を据え、その中から、新たな支配権力を創出する矛盾を剔出することが肝要とならう。如上のように視点の設定において正当であつたといえるドプシュは、この点を如何に把握し得たのか。

一九〇八年の、オスヴァルトを批判した論文においてはなお、ドプシュはオーストリア土地台帳編纂の際に自ら確認し得た事実、即ち一二、三世紀における趨勢としての領主直営地の賃租地への転化を、荘園経済の転換期を示すものと考えており、閉鎖的なヴイリカチオンの解体と村落共同体の成立を不可分の現象と見做していた<sup>⑥</sup>。にもかかわらずドプシュは、このようなグルントヘルンシャフトの変質を、村落裁判権の成立に導く在地的な権力関係の変

化と結合させるには至らなかつた。従つてドプシュは、何故一人のグルントヘルンにこのような「公的」権力の掌握が可能となつたのか、また村落領主とその下の個々のグルントヘルンは、同じ地域の農民支配において如何に関わりあつたのか、という如き構造的、機能論的分析をなすことはできなかったのである。この問題に関して筆者は既に旧稿において一応の見通しを示し得たので、<sup>⑦</sup> 詳論をさけ、その要点のみ記しておく。即ち、一二、三世紀の領主直営地解体以来、良好な借地条件下に村落共同体を基盤として上昇しつゝあつた農民と個々のグルントヘルンの対抗関係こそ、当該共同体全体を覆う、平和と秩序の維持者としての村落領主（裁判）権を成立させ、再生産してゆく基本的矛盾であつた。下オーストリア・ヴァイズテューマーの多くのテクストが示すところによれば、現実には屢々ブルク所有などを契機に台頭した村落領主は、一方でグルントヘルンの恣意に対して農民と共同体を保護しつゝ、他方で相対的に後退したグルントヘルンの最低限の領主権行使（地代徴収）を保証することにより、一地域の階級関係を調整し、維持する「公的」権力としての村落裁判権を掌握し、これを持続的に担うことができたのである。<sup>⑧</sup> 繰り返すならば、ドプシュは正しくグルントヘルン・農民関係から出発しつゝも、両者の上に立つ村落領主を含めた三者の上述の如き相互関係に規定された重層的

な権力構造を、「公的」秩序を担いうる一元的支配成立の背景として認識するには至らなかったといえる。

以上を踏まえるなら、戦後ウィーン学派のグルントヘルシャフト説を批判し、ヴァイズテューマー研究に画期をもたらしたといわれるバルトルの業績<sup>⑨</sup>については、さほど立入った考察を加える必要はもはやなからう。何よりも、ヴァイズテューマーと不可分の関係にある裁判制度Ⅱバンタイディングの考察の重要性を説いたバルトルは、山田氏が述べるようにこの点について多くの貢献をなし得たのであり、またヴァイズテューマーは、ヘルシャフトと農民の、法と平和の維持への共同の意志の表現であるとするバルトルの立場も首肯される<sup>⑩</sup>。しかしバルトルが村落裁判権の成立の前提をなすものとして想定した裁判民団体としての古い隣人団体は、オスヴァルトの場合と同様、実証され得ぬものである。またラント裁判権の後退と、これにかわる村落裁判権の台頭の中にヴァイズテューマーを位置づけたのはバルトルの功績といえるが、しかしバルトルにはこうした法制上の変化を規定した前述の如き定住史、経済史の過程に対する認識が欠落していた。経済史と法制史を統合する必要性を説きながら、バルトル自身あまりに裁判制度の変化に捉われすぎた結果、問題の本質を把握し得なかったといわねばならない。

以上、前章と本章において得られたところを約言しておこう。下オーストリア・ヴァイズテューマーの母胎たる裁判集会Ⅱバンタイディングとは、前述の如き在地的権力構造の変化より生じた、村落共同体を基盤とする「公権力」の発現の場であった。従ってそれは勿論、村落領主の権力表示の場ではなく、むしろ農民、グルントヘル、村落領主の三者の力が緊張のうちに作用し合う磁場であった。少なくとも当地方のヴァイズテューマーは初発より、かかる権力関係の刻印をおびていたといえる。そしてこのような内的力関係によって比較的安定した、村落裁判権を基盤とするヘルシャフトに対しても、一六、七世紀にはより大規模な「公権力」、即ち国家権力(ランデスヘルシャフト)が浸透し、一方でグルントヘルの農民収奪を制限しつつ、他方で村落裁判権をその末端組織へと編入してゆく。このように、まずグルントヘル・農民関係を基底とし、その推移、変質に対応して多様な規模と形態を伴って現われる領域支配権(村落領主、バン領主からランデスヘルシャフトまで)を踏まえ、こうした多元的な権力構造全体の中でヴァイズテューマーの歴史的意義を把握すること、かかる課題認識こそウィーン学派の村落裁判権、ヴァイズテューマー論をめぐる論争が、直接的、間接的に学界に残した遺産であった。この遺産は、後述する後の領邦国家的ヴァイズテューマー研究へと継承

なれてゆくべきであらう。

- ① 山田欣吾「ワイズテューマーと村落裁判」『一橋論壇』四〇巻一号、一九五八年。
- ② P. Osswald, *Ursprung und Entwicklung der Gerichtshofgenussse von Grundbesitz und Dorfherrschaft in Niederösterreich*, 1907.
- ③ A. Dopsch, Zur Geschichte der patrimonialen Gewalt in Niederösterreich, *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 29, 1908, auch: ders., *Gesammelte Aufsätze* I, 1928.
- ④ Vgl. K. Lechner, Grundzüge einer Siedlungsgeschichte Niederösterreichs vom 7. bis zum 12. Jahrhundert, *Archaeologica Austriaca* 50, 1971; ders., Entstehung, Entwicklung und Verfassung der ländlichen Gemeinde in Niederösterreich: *Porträge und Forschungen* VII, 1964; E. Kläbel, Bauern und Staat in Österreich und Bayern während des Mittelalters: Th. Mayer (Hrsg.), *Adel und Bauern im Deutschen Staat des Mittelalters*, 1943; A. Klar, Die Siedlungsformen Niederösterreichs, *Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich* NF 23, 1930.
- ⑤ 拙稿「中世下オーストリアにおけるバルクトの成立」『史林』六三巻二号、一九八〇年、六〇—六三頁をも参照。
- ⑥ Dopsch (Hrsg.), *Die landesfürstlichen Urbere Nieder- und Oberösterreichs aus dem 13. und 14. Jahrhundert*, 1904, S. CIII-CXIII, CXC-CXCI.
- ⑦ Dopsch, Zur Geschichte der patrimonialen Gewalt in Niederösterreich, S. 205.
- ⑧ 前掲拙稿、八五—九〇頁。

- ⑨ 木村尚三郎氏の如くフランスにおける古典荘園の解体と一世紀のバン領主権成立の因果関係を否定し、総じてバン領主権の土地支配権との関連性を軽視するならば、バン領主権、即ち裁判領主権の一形態を何の歴史的脈絡もなく突如として一世紀に登場させることになる。
- ⑩ 吉岡昭彦氏が指摘したように、封建社会の運動法則が土地所有関係の再生産であるなら、これと無関係に裁判領主権を導入するのでなく、土地所有と裁判権の構造的関連如何をまず問題とすべきである。また吉岡氏が、裁判領主は土地領主の農民収奪を制約したばかりではなく、他方でこれを保証したのであり、従って土地領主制と裁判領主制の間には農民の剰余労働実現において一定の構造的関連があったとする点には、本稿に示した見通しと基本的に一致するものである。木村尚三郎「封建社会をめぐる理論的諸問題」『歴史学研究』二四六号、吉岡昭彦「封建制の理論的諸問題」『歴史学研究』二四二号、なお世良晃志郎「歴史学方法論の諸問題」『歴史学研究』一九七三年、二二二頁以下をも参照。
- ⑪ Bahl, Die österreichische Weistümer, *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 59, 1951, 61, 1953.
- ⑫ 山田、前掲論文、八一—八二頁。
- ⑬ Bahl, a. a. O., S. 394—404.

### 三 領邦国家とヴァイズテューマー

ヴァイン学派のグルントヘルシャフト説は、バルトルをまたずとも既に戦前に、村落裁判制度に注目したO・シェトルツや、グ  
リム説を再評価せんとするB・フッペルツ、さらに前述のゲーリ  
ング等による厳しい批判を浴びていた。<sup>①</sup>しかし他方で一九二〇年、

即ちパッツェルトの研究とほぼ同時期に発表されたJ・キューンの、主として上ライン地方の史料に依拠した *Weistumsfamilien* に関する論放は、強くグルントヘルシャフト的視点に貫かれたものであった。<sup>②</sup> それによればキューンは、バーゼル司教座聖堂首席 *Dompropst* 領、ザンクト・ガレン修道院領、ムールバッハ修道院領などにおける、広く散在するヴァイズテューマーの写本の相互類似性を詳細に考察した結果、これらの各地の写本は、所領が交換、売却等によって分散する以前、おそらく一二、三世紀に遡行する、所領全体を対象とした統一的なヘルシャフトの法令、或いは *Mutterweistum* と称し得るものに由来することを確信するに至った。しかもキューンによれば、グルントヘル下の全体裁判集会 *Gesamtung* において生まれたと考えられるこのような法判告は、ヴィリカチオン解体期におけるグルントヘルの所領維持のための重要な手段であり、必然的に荘園法的性格の強いものであった。

*Weistumsfamilien* の形成を安易にヘルシャフトと結合することが適切でないことは、ゲーリング、コルニヒ、バルトルが指摘するとおりである。<sup>③</sup> しかし一定地域内に散在するヴァイズテューマーを全体として考察し、そこにヘルシャフトによる何らかの計画性、即ち領域的なヴァイズテューマー政策の足跡を見い出さん

とする視点そのものは、グルントヘルシャフトに限定されたキューンの視野を越えて、後の領邦史的ヴァイズテューマー研究へと継承されていったのである。

さてここでは、ウィーン学派以降の戦前における最も重要なヴァイズテューマー研究の成果であるF・ツィンマーマンの業績 *Die Weistümer und der Ausbau der Landeshoheit in der Kurpfalz, 1937* をとりあげねばならない。本書は、領邦国家確立期における国家権力と地域農民団体の、法判告を通じての相互依存関係を認識し、領邦主権形成の一手段としてのヴァイズテューマー政策を動的に考察したことにより、パッツェルト、キューンに見られた研究方向をより豊かにすると共に、戦後のK・アーノルトやI・エーダーの同様な観点からの研究に大きな刺激を与えたのである。<sup>④</sup>

ツィンマーマンはランデスホーハイトを、高級裁判権を中心とし、これに軍役徴用権、課税権、関税、铸貨、護送権等が結合したものと考える。プファルツ伯領において高級裁判管区の枠組をなしたのは、アムトの下部組織をなすツェント *Zent* であった。ツェント裁判集会においては、当該ツェント内の住民から選ばれた参審員 *Zentschöffen* が、高級裁判領主たるツェントヘルの役人ツェントグラーフの司宰の下に、自らの慣習法的知識に基づい

て判告をなした。ツェント裁判は領邦国家に先行する古いゲノツセンシャフトリヒな裁判制度に由来するものと考えられるが、なおその起源については不明な点が多い。<sup>⑤</sup> ツインマーマンにとつて重要なのは、こうした古くからの裁判における地域農民の法判告が、一五世紀に領邦政策の下で全く新たな意義を有すに至ったことである。事実、ツェント裁判において生まれたツェントヴァイズテューマーの現存する一五、六世紀のテクストは、その大半が領邦政府によって蒐集、記録され、保管されたものであった。ツインマーマンはこれらを政治的ヴァイズテューマーと呼ぶ。なおツインマーマンはヴァイズテューマーを、ヘルシャフトやゲノツセンシャフトの法・慣習に関する裁判官の問いに対して、これらに通曉した農民が答えた内容を記録したものと定義する。<sup>⑥</sup> 従って、文書化以前の口承の歴史を持つ古いツェントヴァイズテューマーの他に、領邦君主の個別的な法関係の確立の必要に応じ、農民の判告、証言によって新たに生み出された *Kundschaft, Zeugen-verhör* もまた本書の考察対象とされることになる。

さて高級裁判権の掌握によるランデスホーハイットの確立をめざす一五、六世紀のプファルツ伯にとつては、ツェント裁判権を通じてツェントホーハイトを我物とすることが喫緊の課題であった。それは具体的には農民の法判告に依拠して、ツェント内のグルン

トヘル、村落領主など在地領主権を骨抜きにし、一元的な法関係と統治権を確立することを意味した。かかる政策は一四三〇年九月、十一月、十二月に、各々二つのツェントを含む三地域において、領邦政府の書記局の指示下にアムト役人の手で蒐集、文書化されたと考えられる、内容の近似した一連のヴァイズテューマーにおいて明確に示されている。例えばツェント *Ahoferbach* における „*Kundschaft, was rechtes die Platz zu Ahoferbach hat by der linden*“ では、伯の委託を受けたツェントグラーフの問いに対する参審員、その他の住民の証言によって、伯は当ツェントの最高のヘルにしてフォークトたること、高級裁判権と狩猟バン *Wildbann* を有すことが確認された。<sup>⑦</sup> またプファルツ伯自身の体僕民をも含んでいたマインツ大司教のツェント *Land-borg* では、伯は従来よりツェント支配権を奪わんと争っていたのだが、一四三〇年、農民の判告と、これに基づいた騎士身分の裁判官による裁定によって一応の決着をみた。その結果、大司教がツェントヘルたることは確認されたものの、ツェント民に対する大司教の不当な賦課と教会裁判権の拡大が批判され、またツェント内での告訴権は大司教のアムト役人ではなく、参審員のみが有すべく定められた。このように大司教のツェント支配強化の企てが斥けられた根拠は何れも、「領民が、それらは古くからの慣

習ではなく、大司教のフォークトの独断的な変更によるものであることを明らかにしたる故」であつた。<sup>⑧</sup> かくの如くプファルツ伯は、ゲノッセンシャフトリヒな農民の法判告と証言によつて自らのツェント内の支配強化を策るのみならず、隣接するランデスヘルのツェントにおいても、伯自身のグルントヘルシャフト、或いは体僕支配を抛り処としてツェント民全体の保護者的立場を示すことにより、彼らの判告を通じて敵対ランデスヘルのツェント支配を弱体化させんとしたのである。同年一二月の二日違いの日付をもつて記された二つのツェント Reichartshausen と Necker-  
genund のヴァイズテューマーは、内容に大きな類似性を示している。即ちツェント内のグルントヘルや村落領主の下級裁判権は極力限定、或いは無力化され、ツェント民はプファルツ伯下のツェント裁判権にのみ拘束されること、ツェント民団体にも一連の自治権が認められたこと、等々。これらのツェントにおいても農民は、在地領主への対抗上ツェントヘルたる伯の保護を必要とし、伯もまたツェントホーハイト確立のために、これに応ずることによつて自らに有利な農民の判告を得んとしたのである。

以上のように、明らかに計画性をもつて領邦政府の下に記録された一四三〇年の一連のヴァイズテューマーは、プファルツ伯の既得権として、以後の領邦政策において事あるごとに提示され、

さらに新たな判告を加えて拡充された。そして、かかるヴァイズテューマー政策の重心は、ネッカー上流の伯領中核部における内部支配の強化から、一五世紀後半には周辺、隣接領域への膨脹政策へと移つてゆく。その場合、エルバッハ伯下の二つのツェントをめぐる抗争においてプファルツ伯は、ツェント民に古き慣習に対するエルバッハ伯の多くの侵奪行為を証言せしめることによつて、自らに有利な判告をなさしめたように、敵対領主と領民間の軋轢が徹底して利用されたのである。<sup>⑩</sup>

このようなヴァイズテューマー政策は無論、常に功を奏したわけではない。しかし一五、六世紀における一貫したこの政策が、プファルツ伯領のランデスホーハイト形成に大きく貢献したことは疑うべくもない。ツインマーマンによれば、近代的国家主権が確立される一七世紀まで、国家は法の拡充に際して度々、臣民 Untertan の証言、判告に依拠しなければならなかつた。何故なら、それ以前の古い時期の法関係について、国家は何ら慣習法に優越する法典を具備してはいなかつたからである。<sup>⑪</sup> しかし国家が中間権力を排除し、主権をほぼ掌中にし得たとき、臣民の判告はもはや必要ではなくなる。領邦国家プファルツにおいても、一六世紀末以降ツェントヴァイズテューマーは政治的意義を喪失してゆき、領邦政府もまた、これに対する関心を失う。その結果一七、

八世紀には、プファルツ伯領のヴァイズテューマーは農民生活の日常的問題のみを規定した内容を示すものとなり、ツェント自体は、単なる行政上の単位となるのである。

以上の如きツインマーマンの研究は、彼自身、結びにおいて強調するように、従来の如くヴァイズテューマーの歴史の意義を狭い意味での法制史、経済史的領域に限定せず、領邦形成期の具体的な政治的緊張関係の中でその新たな側面を照射したこと、即ち政治史的ヴァイズテューマー研究への道を拓いたところに、最大の価値があるといえよう。しかも一回的な政治史においてのみならず、中世国家から近代（或いは近世）国家への移行・ランデスホーハイトの形成という、普遍的な歴史的過程の中にヴァイズテューマーを位置づける視点をも示し得たのである。

しかしツインマーマンはその視野を、あまりに政治史的に限定しすぎたともいえよう。ツェントヴァイズテューマーは、専らヘルンシャフト間の抗争に関わる政治的内容のみ有したのではなく、本書では政治的価値の低さの故に殆ど注目されなかった村落ヴァイズテューマーと同様、領邦政策以前からの共同体や在地領主・農民関係についての諸規定を含むものであった。<sup>⑩</sup>従って、各ツェントのヴァイズテューマーの全体的な分析を通じてツェント内部の在地的な権力関係や農村構造を考察することは可能であろうし、

またかかる考察を経てのみ、一五、六世紀の領邦国家に農民の判告をランデスホーハイト形成の手段とすることを可能ならしめた現実的諸条件を認識することができるのである。なるほどツインマーマンはヴァイズテューマー政策の前提として、ツェント内の農民とグルントヘル・村落領主の対立の顕在化を挙げているが、かかる矛盾を生み出す前述の如き構造的背景を論ずるには至らなかったといえる。

前述の如く、領邦政府は判告によって自らの法と権利を強化する際に、参審員のみならず、可能な限り多くのツェント民を動員し、しかも繰り返してこれをなざしめた。ここに、在地領主、領邦権力との相互的緊張関係において發揮される農民の、国家権力の形成をさえ規定し得る集団的力量を認識しなければならぬであろう。この点を、K・S・バーダーは、一九四三年、Th・マイヤー編の論文集中に収められた論攷においてツインマーマンの研究に言及しつつ、中世後期の農民は単なる支配の対象たる存在を越えた国家形成要因 Staatsbildender Faktor である、と適確に表現した。<sup>⑪</sup>バーダーがかく言うのは勿論、法的行為能力を有す *Körperschaft* としてのゲマインデの形成によって、農民が領邦権力のパートナーたり得たことを踏まえてのことである。周知のように、戦後、基本的にはこのような視点より遂行された村落共



同体 *Dorfgemeinde* に関する総合研究三部作、とりわけその第二部において、バーダーは、農業構造、領主権力の形態、地勢などの地域的諸条件に応じた多様なゲマインデの形成過程と実態を明らかにした。<sup>⑩</sup> このようなバーダーのゲマインデ研究をひとつの範例とし、農民史、農村史の側から今一度領邦国家のヴァイスマーナー政策の意味を捉えかえすことにより、ヴァンマーマンの政治史的研究をさらに構造的研究所と一歩進めることができるとはならないだろうか。だがこれは、ヴァンマーマン自身の課題設定からすれば、望遠と近視とをめぐらさねば。

- ① O. Stolz, Weistümer und Grundherrschaft, *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 29, 1936; B. Huppertz, *Räume und Schichten bäuerlicher Kulturformen in Deutschland*, 1939, S. 243-259, auch: *Blicke* (hrsg.), a. a. O.; Gehring, a. a. O.
- ② J. Kühn, Zur Kritik der Weistümer: *Festgabe G. Seetiger zum 60. Geburtsstage*, 1920, auch: G. Franz (hrsg.), a. a. O.
- ③ Gehring, Um die Weistümer, S. 277; Kolnig, a. a. O., S. 410-412; Balth, a. a. O., II, S. 38-51. バルトルはホルムシュタット・ヴァイズテューマーにおいては、同じホルムシュタットに属す複数集落のヴァイズテューマー間の類似性は現実にはさほど大きくなく、むしろ古いラント裁判の枠組内での類似性の方が顕著であると述べる。
- ④ 何れも本稿次章参照。
- ⑤ ミッタイス・ローリームビ (世良記) 『ドイツ法制史概説』一九七一年、二八一頁。H. Hirsch, *Die hohe Gerichtsbarkeit* 1922, S. 185-203.

⑩ Zimmermann, a. a. O., S. 9-10.

⑪ Ewendt, S. 25-26.

⑫ しかしあるシュムペーターは一四一六年に *Kundschaft* によって新たに得られたマールツ伯の支配権が、一四三〇年には既に「古き慣習」となれてしまった。この概念の使用は曖昧である。シュムペーターは、「一般に三〇年を経れば法は「古き慣習」となれたと述べる。  
Ewendt, S. 32, 38, 96.

⑬ Ewendt, S. 37-39.

⑭ Ewendt, S. 70-75.

⑮ Ewendt, S. 87.

⑯ Ewendt, S. 89.

⑰ K. S. Bader, Staat und Bauerntum im deutschen Mittelalter: Th. Mayer (hrsg.), *Adel und Bauern im deutschen Staat des Mittelalters*, 1943, S. 125. 同様な視点から農民団体の政治的機能を強調する研究として H. Wopner, *Bauerntum, Stadt und Staat, Historische Zeitschrift* Bd. 164, 1941.

⑱ Bader, *Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde*, 1961.

#### 四 最近の動向——ブリックレ編『ドイツ農村法史料』をめぐる——

戦後のヴァイズテューマー研究については、バルトル、コルニヒ、ファイゲルなどに既に触れてきた。その他の簇生しつつある個別地域に関するモノグラフィイについて逐一紹介する余裕はもはやないのだが、K.アーノルトのフランケンにおける村落ヴァ

イズテューマーの研究は、ツインマーマンの視点が最近の研究に対しても大きな影響力を有すことを示している点で興味深い<sup>①</sup>。アーノルトによれば、フランケン<sup>②</sup>のヴァイズテューマーの内容は、グルントヘルンシャフト・農民関係ではなく、むしろ裁判支配、村落支配権力によるグルントヘルンシャフトの抑圧、規制という権力関係のプロセスに規定されたものであった。しかもヴェルトハイム伯やヴェルツブルク司教などのランデスヘルはプファルツ伯と同様、ヴァイズテューマーの政策的利用によって、かかるプロセスをテリトリウムの対内的、対外的強化という目的に結びつけることができたという。アーノルトもまた、領邦国家形成史への位置づけを、ヴァイズテューマー研究の重要な課題のひとつと考えたのである<sup>③</sup>。

さて残された紙幅を考慮し、最後にP・ブリックレ編の論文集 *Deutsche ländliche Rechtsquellen, Probleme und Wege der Wissenschaftsforschung, 1977* を紹介・検討することによって今後の展望を示してみたい。

ブリックレは、「一般人の革命 Revolution des gemeinen Mannes」なる概念をもってドイツ農民戦争を再検討するなど<sup>④</sup>、ドイツ中、近世の農民闘争史、農村構造史研究に新たな社会的アプローチを導入した気鋭の研究者であり、本書は一九七六年、彼の指

導下にザールブリュッケンにて催されたシンポジウムの報告をもとにしたものである。このシンポジウムの目的は、ヴァイズテューマーの概念と史料利用の可能性を検討することとされているが、その背後にはさらにアナール派やイギリス社会史派の影響を受けたブリックレの、被支配者層を含めた全体史を志向する広い社会史の問題意識があったと考えられる。

本書はブリックレの課題設定に対応したあらゆる分野に亘る一六篇のヴァイズテューマー研究を含むが、大別すれば、一、概念規定に関するもの、二、グルントヘルンシャフトとヴァイズテューマーの関係を考察したもの、三、領邦国家的視点からの考察四、その他、となる。勿論これら全てに言及することは不可能である。ここでは二、三の分野を中心に検討してみたい。

一の分野については既に二章で触れたので立入った紹介は控えるが、K・H・ブルマイスターやTh・ブューラーライマンの基本的立場は、農民生活に関わる慣習法たる内容を有すことを最低条件とする「農村法史料」*ländliche Rechtsquellen*を、広く視野に取めんとするものである。他方で彼らはコルニヒの立場を継承し、中世法にあつては集団的な判告は法の妥当性の根拠をなす一般的な手続であるとの観点から、ヴァイズテューマーと他の史料との共通性を強調する。またこうした最近の研究が、現存す

るヴァイズテューマーテクストの中に堆積された、様々な古い法(部族法、ラント法、都市法、諸特許状等)の層 *Rechtsschichten* 及び伝来の過程 *Überlieferungsgeschichte* の認識の重要性を強調することは、既に述べた通りである。

これまでの研究史の検討からすれば、二の分野における研究がもはやかつてのグルントヘルシャフト説の単なる復活ではあり得ないことは自明であろう。上ライン地方の農業制度に関するすぐれた業績をもつ H・オットの「ヴァイズトゥム研究の史料としての土地台帳」と題された論致によれば、ザンクト・ブラジエン修道院領の土地台帳原簿 *Urban, Zinsrodel* の作成の際に修道院は、農民に、保有地規模やその条件に関する申告をなざしめた。これは一種の判告 *Weisung* であった。とりわけ、地代荘園への移行後、所領経営の地域的拠点をなしたディングホーフにおける裁判集会の判告を経て作成された *Dinghofrodel* は、土地台帳とヴァイズテューマーの両要素を含むものであった。このような土地台帳と農民の判告の結合は、既述の如く以前から指摘されてきた事実ではあるが、その解釈は多様である。オットの研究に注目した斎藤泰氏は、当修道院領のヴァイズデューマーをグルントヘルイニシアチブの下に作成され、その利害に規定された荘園法的な領主文書であると見做す点で、パツェルト説に近づいている。<sup>⑤</sup>

確かに文書化の契機、イニシアチブは、所領経営の維持、強化をさし迫った課題としていた修道院側にあつたといえる。しかしオットが引用した一二九八年の史料によれば、当修道院領 *Bernau Rodel* には定額の負担のみ記されていることを根拠として反論した<sup>⑥</sup>。従って、領主文書としての形式に拘泥せず、領主・農民関係における具体的な機能に着目するならば、*Dinghofrodel* もまた領主と農民の相互的な権利、義務関係を定めたものであることが明らかとなる。

同じくザンクト・ブラジエン修道院領に関する C・ウルブリヒの「上ライン地方の中世後期農村法史料における自由と隸属」は、さらに興味深い事実を示している。近年、中世後期の体僕制に関する一書を公にしたウルブリヒによれば、当修道院領のヴァイズテューマーは、一四世紀後半の農業危機に伴う所領経営の困難化に対処するために、修道院によって講ぜられた体僕強化策を示す重要な史料であるという。しかし当修道院領の中心部 *Waldant* の農民は、このような体僕制の拡大、強化に黙従せず、様々な手段で抵抗し、結局一三七八、八五年及び一四五五、六七年の、フォークトたるハプスブルガーの調停の下で作成されたヴァイズトゥム (*Schiedspruch*) によって体僕制はむしろ限定され、逆

にハプスブルガーの修道院領への影響力が増大した<sup>⑧</sup>。即ち、内的な支配の集中化によって危機を克服せんとする修道院の恣意的な体儀制強化策は必ずしも成果をあげ得ず、農民との抗争においては上級権力の介入に頼らざるを得なかった。ウルブリヒが別著で述べるように、当修道院領もまた高級裁判権の掌握と支配の集中・一元化による領邦形成をめざしていたのだが、なお完結したテリトリウムをなし得ず、グルントヘルシャフトの集合体たるにとどまっていた<sup>⑨</sup>。しかも中世末期の緊迫した領主・農民関係は、グルントヘルシャフト内で完結する域を越えていたのである。前述の一四、五世紀のヴァイズテューマーが示すように、当修道院領の農民は、領邦権力ハプスブルガーと結合することによって領主反動に対抗し得たのであり、他方ハプスブルガーはこうした農民の抵抗運動を利用することによって、このシュヴァルツヴァルト一帯に実質的な領邦高権を浸透させてゆくことができたのである<sup>⑩</sup>。このようにザンクト・ブラジエン修道院領のヴァイズテューマーもまた、グルントヘル・農民関係においてのみならず、この両者間の矛盾を契機に展開する広い意味での領邦史的過程の中に位置づけられるべきものであろう<sup>⑪</sup>。

領邦史的研究の分野ではまず、ツィンマーマンによって刺激を与えられた研究者の一人であるW・ミュラーの論文が、グルント

ヘルシャフト的視点から領邦史的視点への過渡を示すものとして興味深い<sup>⑫</sup>。ザンクト・ガレン修道院は、一五世紀初のアペンツェルの農民団に対する敗北によって生じた所領支配の危機を克服するために、同世紀半ばより、これまでの土地保有民団体にかわる、数ヶ村を含む地域的な下級裁判共同体を形成し、各共同体に斉一的なオフヌング（ヴァイズトゥム）を備えさせた。これを通じて成立した、比較的均一な法を有す臣民団体は、集権的な領邦国家組織の基礎をなすものであるという。ミュラーは、グルントヘルシャフトから裁判支配を横杆としたテリトリウムへの転換をめざす当修道院の、このようなオフヌング政策を可能ならしめた諸条件には何ら触れてはいないが、少なくとも彼がオフヌングを、決して一方的な領主文書ではなく、やはり一種の契約的性格を有すものと捉えている点には留意しておかねばならない。

I・エーダーの論文「領邦政策のドキュメントとしてのヴァイズテューマー」は、ツィンマーマンの視点をそのままザールラントに移して検討したものである。一五五〇～一六五〇年ころを中心に、ナッサウ・ザールブリュッケン伯はその領邦政策において、とりわけ隣接ランデスヘルへの対抗手段として、伯のヘルシャフトに服さぬ地域や村落をも含めたシステマティックなヴァイズテューマーの編纂をなした。例えば一四〇〇―一五八一年に亘るロ

ートリンゲン公との抗争の半数は、農民のヴァイズテューマーを用いて解決されたのである。ヴァイズテューマーがヘルシャフト間の争いを解決し得る殆ど唯一の手段であった事情は、プファルツ伯領の場合と同様である。但しエーダーは、ザールラントにおけるヴァイズテューマー政策の実際の効果については懐疑的である。あい争う双方による恣意的な利用は、仲裁者のヴァイズテューマーに対する信用を低めた。また何れにせよ決定的要因は、ヴァイズテューマーを利用する権力相互の力関係であったとエーダーは述べるのだが、これはプファルツ伯領の場合と同様であろう。問題は、プファルツ伯領の場合とは異なり、ヴァイズテューマーを通じての領邦高権の浸透を受容しなかった在地的な権力構造にある。これに関するエーダーの直接的な言及はない。ただ、ザールラントにおいてはグルントヘルや下級裁判領主もまた、農民との関係の調整のためのみならず、ランデスヘルによる侵害からの彼らの支配権防衛の手段としてもヴァイズテューマーを用いたという事実は、やはり当地方の領邦政策におけるヴァイズテューマーの充全な機能を妨げた事情の一端を示すものであろう。

P・フリート論文の主旨は「バイエルン国制史における農村法史料の意義」とのタイトルに集約されている。フリートによれば、ヘルシャフトの諸法令 *Ordnung, Satzung* をも含めて、ヴァイ

ズテューマーは前近代においてはそれ自体、公法的な意味をもつ *Verlassung* であったと述べる。アルトバイエルンでは一六世紀以降、独自の村法を有す村落裁判権はラント裁判の下に編入され、ヴァイズテューマーは固有の価値を失った。にも拘らず、古い村落のヴァイズテューマーに規定された法関係がラント法の中に摂取され、バイエルン国制の基盤のひとつとなったことを看過してはならないのである。

本書の編者ブリックレの「ゲマインデの国家的機能——農民の政治的機能——」と題された論放は、一九七三年刊の彼の大著 *Landschaften im Alten Reich* に示された独自の視点から、ヴァイズテューマー研究の課題を指摘したものである。この他一九八〇年には、一五〜一八世紀における農民闘争の領邦政治史における積極的な意義づけをめざす一書<sup>⑧</sup>を編纂したブリックレは、本論文ではまず、従来農民とそのゲマインデの国家的、政治的意義を極端に軽視してきた西独伝統史学を、無矛盾な社会と調和を好む史観であると断定し、同じ立場からむしろ東独の階級闘争史的な研究を評価する。ブリックレのいう国家的機能とは、M・ヴェーバーの定義、即ち正統な物質的強制力の占有、平和の維持と法の保証である。これらをメルクマールとするなら、ゲノッセンシャフトリヒな村落裁判と法（ヴァイズテューマー）、ツヴィング・

ウント・パンを具有した中世後期のゲマインデもまた、国家的機能を分有したことになる。事実、一五世紀のフォアアルベルク、一六世紀の上シュヴァーベン、一七世紀のホッホラインの農民のゲマインデは、自主的な平和維持規定や村法 *Dorfordnung* の発令により、国家的権能の本質的部分を担い得た。従って領邦国家史研究は、国家組織や君主とシュテンデの対立のみならず、農民のゲマインデをもその中に位置づけてのみ「近世国家の理論」を構築することができるのであり、今後のヴァイズテューマー研究もまたかかる課題に取り組まねばならないとブリックレは述べる。

ゲマインデと国家の政治的レヴェルにおける関係の具体的考察は前述の別著 *Landschaften im Alten Reich* に委ねられている。本書におけるブリックレの問題意識は、国家Ⅱヘルシャフト十ラントシャフトという等式に要約されるのだが、ラントシュテンデではなくラントシャフトという表現を用いたのは、ラント貴族や高位聖職者よりもむしろ、*gemeiner Mann* たる農民が、如何にして、如何なる形で領邦国家権力を規定する政治的パートナーたる存在となつてゆくかを考察するためであった。かかる立場より本書は殆ど南ドイツの全ラントに亘り、各地域のグルントヘルや下級裁判領主の実態、ラント裁判、ラント議會のありかた等の諸条件に規定された農民と領邦国家権力の相互関係を、租税、軍制

から君位の継承に及ぶ領邦行政において考察している。これらについて詳論する余裕はもはやない。しかし以上を踏まえたうえで、ブリックレの問題提起は、ここに紹介してきた本書の脊梁をなすといつてよい領邦国家的パースペクティブにおけるヴァイズテューマー研究に、これらの研究においてなお軽視されがちであった、中世後期近世の農民とそのゲマインデの政治的、国家的意義の積極的評価を加えたことによって、より広い視野におけるヴァイズテューマーの国家史的研究への可能性を示したものであり、その意味で本書全体の企図を集約するものであるといえよう。

言及し得なかつたものも含めればヴァイズテューマー研究のほぼあらゆるテーマに及ぶ本書の論文は、実証研究というより、大半はむしろ研究ノートの如きものであるが、それだけ各研究者の問題意識や研究課題が一層明確にされている。しかも全体の構成として、提起された問題は領邦国家史的視点へと集束してゆき、そこから新たな展望が示される。この意味において、今後のヴァイズテューマー研究にひとつの方向を与えたものといえよう。

① K. Arnold, *Dortweiler in Franken, Zeitschrift für bayerische Landeskunde* 38, 1975.

② *Ebenda*, S. 853.

③ *Blickle, Die Revolution von 1525, 1975*; ders., *Die Funktion der Landschaft im Bauernkrieg, Historische Zeitschrift*, Bd. 221,

1975.

④ *ドイツの歴史の概観*。

H. Fehr, Über Weistumsforschung; E. Patzelt, Grundherrschaft und bäuerliches Weistumsrecht; B. Huppertz, Die Verbreitung der Weistümer (Räume und Schichten bäuerlicher Kulturformen in Deutschland); P. Gehring, Weistümer und schwäbische Dorfordnungen; W. Müller, Die Ordnungen der Fürstbistümer St. Gallen. Die Ergebnisse im Spiegel der Weistumsforschung; E. Seiber, Die Oldenburger Bauerbriefe; K. H. Burmeister, Probleme der Weistumsforschung; Th. Bahler-Reimann, Warnung vor dem herkömmlichen Weistumsbegriff; H. Ott, Das Urbar als Quelle für die Weistumsforschung; A. Gerlich, Frühes Weistumsrecht in der Eifel, an Mosel und Rhein; I. Eder, Weistümer als Dokumente der Territorialpolitik; Ch. Krämer, Köhler Grundherrschaft und Präziser Vogtei in Weistümmern der Viertälergemeinde Bacharach; R. Endres, Ländliche Rechtsquellen als sozialgeschichtliche Quellen; C. Ubrich, Freiheit und Eigenschaft in spätmittelalterlichen ländlichen Rechtsquellen des Oberhaingebirgs; P. Fried, Die Bedeutung der ländlichen Rechtsquellen für die bayerische Verfassungsgeschichte; P. Blickele, Die staatliche Funktion der Gemeinde—die politische Funktion des Bauern. Bemerkungen aufgrund von oberdeutschen Rechtsquellen. 1979. Fehr からの Müller からの 図論文は既発表のものに再録のもの。

⑤ 斎藤、前掲論文。

⑥ Ott, a. a. O., S. 105.

⑦ Ubrich, *Leibherrschaft am Oberrhein im Spätmittelalter*, 1979.

⑧ Ubrich, Freiheit und Eigenschaft..... S. 138-139; dies., *Leibherrschaft*..... S. 90-91, 109-110.

⑨ Ubrich, *Leibherrschaft*..... S. 28-29, 109.

⑩ *Ebenda*, S. 110-111. シュマンズナーは、体僕民の相続権の改善、死亡税の軽減、罰金の緩和などによって農民の経済的負担を軽くし、他方シマンズナーとしての権利を強化し、また農民の武具所持を義務化した「ラント防衛」における軍事力を確保せんとした。

⑪ 斎藤氏は一九七三年の論考では、裁判集を構成したのが地域住民団体を村落共同体ではなく、修道院の土地保有民であることを、当権者領シマンズナーの荘園文書の性格を示すものと考えた。しかし一九七七年の跋密なシマンズナーを踏まえた前掲論文では、Waldant など所領の中枢部を占めては当権修道院は狭義のシマンズナー図を形成し、そのシマンズナー・ヴァンター・メン、高級裁判権による領域支配の拡大を策したことを、ヴァイズナーにはかかる領域支配の実態が示されていることを明らかにしている。この点はウルブリッヒも指摘するところであるが、結果的に修道院領がシマンズナーの上級支配から自立し得ず、その下でラント身分をなすに留まったことがそのウルブリッヒの述べていることと一致する。斎藤、前掲論文参照。

⑫ 1979年論文に発表された。

⑬ Blickele (Hrsg.), *Aufbruch und Empörung? Studien zum bäuerlichen Widerstand im Alten Reich*, 1980.

⑭ Vgl. Blickele, *Lauschaffen im Alten Reich*, S. 565.

⑮ *Ebenda*, S. 565-569.

おまけ

本稿は、最近の領邦国家史的ヴァイスナー研究へと連な

ってゆく諸研究の連鎖を辿るといふ限られた範囲でのみ、学説史を概観したにすぎない<sup>①</sup>。それにより得られたところを今一度約言しておく。

パツツェルト、ヴィースナー、キューンからオットへと連なるグルントヘルンシャフト的研究、そしてドプシュ、オスヴァルト、バルトル論争が結果として示したのは次の点である。即ち、まずグルントヘルン・農民関係を機軸とする在地領主権力の構造と、その変質に伴って在地的支配の上に重層的に形成される多様な領域支配権力を把握し、このような多元的な権力の緊張関係の中で、ヴァイズテューマーの歴史的意義を動的、機能論点に捉えるべきこと。ヴァイズテューマーを規定するこうした権力構造の多元性の認識は、一元的なグルントヘルンシャフト説を克服して、やがてツインマーマンからエーダーに至る領邦国家史的、政治史的アプローチへと連なつてゆく。しかしこのような新しいアプローチもまた屢々狭く領邦政策的視点に限定されたため、かかる政策を可能にした構造的契機に対する認識が不十分であるとの弊を免れなかった。以上の現状認識より、今後の課題としてはさしあたり、領邦国家史的アプローチを今一度、先に指摘した在地権力構造の分析と重ね合わせることに、さらにバーダー、ブリックレの説く農民のゲマインデの国家的、政治的機能の積極的評価、即ち領邦国

家形成において農民とその多様なゲマインデを、規定的要因のひとつとして位置づけ、それによつて上記のアプローチに構造的な厚みを加えること、これらを挙げておきたい。こうした課題を通じてヴァイズテューマーを真に全体史的な視野において評価することが可能とならう。

本稿は、本来のヴァイズテューマー研究史を逸脱して、むしろヴァイズテューマーを生み出した背景や社会構造、権力関係をめぐる問題にあまりに関わりすぎたのかもしれない。しかしヴァイズテューマー研究が狭い史料論や古文獻学の域にとどまらず、真の意味での歴史的研究のテーマたるためには、広い歴史的コンテクストの中でその意味を考察することは不可欠である。また本稿では領邦国家史的視点を機軸に据えたものの、コルニヒが述べるようにヴァイズテューマーの意義は地域的諸条件に応じて多様に評価されるべきであり、決して一義的に把握できぬことは自明である。この点については、今後の個別研究の成果を俟つて再論してみたい。

① 例えば最近の成果ではあるが極端なヘルンシャフト的立場を示す H. Stahldecker, Weistümer und verwandte Quellen in Franken, Bayern und Österreich, *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 32, 1969. の如きは本稿では敢えて取り上げなかった。また筆者が参照し得なかつた重要な、学説史的検討を含む研究として D. Weisk-



müller, *Über Aufkommen und Verbreitung der Weistümer. Nach der Sammlung von Jacob Grimm*, 1972. がまゝ。

② Kolhig, a. a. O., S. 404. 本稿で領邦国家史的視点を強調したのは、ヴァイズテューマーを常に地域の権力構造全体の中に位置づけるべきことを説くためであり、現実には領邦国家の「ヴァイズテューマー政策」といい得るほどの例は決して多くはないであろう。また幾つかの西南ドイツの聖所所領やエルザス地方などのヴァイズテューマー

の場合、相対的にグルントヘルシャフトとの関連性が大きかったことも否定できない。

〔付記〕 本稿は一九八一年度文部省科学研究費補助金による奨励研究(A)の成果の一部である。

(天理大学講師

)